

2) 福祉用具貸与（レンタル）・特定福祉用具販売

福祉用具のレンタルや購入をしたい場合は、必ず事前に担当のケアマネジャーや南島原市地域包括支援センターに相談してください。

① 福祉用具貸与（レンタル）

次の13種類が貸し出しの対象となります。

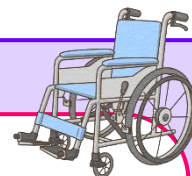
- 利用できるのは、要介護（要支援）認定を受けられた方となります。
- 原則、「要支援1・2の方、要介護1」の方は、①～④のみ利用できます。
- ⑬は、「要介護4・5」の方のみ利用できます。
- 月々の利用限度額の範囲内で、実際に福かった費用の1～3割を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- ① 手すり（工事をともなわないもの）
- ② スロープ（工事をともなわないもの）
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介護用ベルト等）
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- ⑫ 移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）
- ⑬ 自動排せつ処理装置（尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます。）



貸与価格の適正化に向けた取り組み

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。※上限を超えた場合は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。
- 事業者には下記、①、②が義務付けられています。
 - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢と示す。
 - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

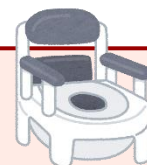
② 特定福祉用具購入

下記の福祉用具を県から指定されている事業所から購入したとき、購入費が支払われます。

- 利用できるのは、要介護（要支援）認定を受けられた方となります。
- 要支援や要介護に関わらず、利用できる上限額は、**1年間に10万円**となります。ただし、支給額は購入費の7割～9割で、利用者負担は費用の自己負担割合（1割～3割）となります。

介護保険が適用される福祉用具

- ① 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ② 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- ③ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分



福祉用具貸与（レンタル）・特定福祉用具販売事業所一覧

※詳細については、各事業所へご確認ください。

	事業所名				営業日					営業時間	担当者名			
					月	火	水	木	金			土	日	祝
1	株式会社 ながいけ				月	火	水	木	金	土	日	祝	9:00~20:00	伊藤 公貴
					○	○	○	○	○	○	○	○		
	住所		深江町丁 2382 番地 1		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：5,000 円～ 車いす：都度見積もり エアマット等：都度見積もり				
	電話	0957-72-2021	FAX	0957-72-5140										
休日		1月1日のみ店休		貸与 (以外)	○									
2	(株) 江越 ライフケア エゴシ				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	○		
	住所		有家町久保 41 番地 10		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：2,000 円（2 モーター）				
	電話	0957-82-3341	FAX	0957-82-3341										
休日		8月13日~8月15日 12月29日~1月3日		貸与 (以外)	○									
3	有限会社 善徳丸商店				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所		西有家町須川 1230-1		販売	○			備考	【自費レンタル】（要相談） 特殊寝台一式：1,500 円～ 車いす：1,500 円～3,000 円（自走用 介助用 多機能式） エアマット：4,500 円～				
	電話	0957-82-2498	FAX	0957-82-2742										
休日		8月13日~8月15日 12月31日~1月3日		貸与 (以外)	○									
4	有限会社 ミカサヤ				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所		口之津町丙 2083 番地 1		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：2,000 円～（2 モーター） 車いす：2,000 円～（介助用 自走用） エアマット：3,000 円～（静止型も有り）				
	電話	0957-86-3153	FAX	0957-86-4611										
休日		8月13日~8月15日 12月30日~1月5日		貸与 (以外)	○									
5	株式会社 佐原				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	○		
	住所		島原市北安徳町丁 3077-1		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：3,000 円（2 モーター）機種は選べません 車いす：2,000 円（スタンダードタイプ） ※北安徳町店：0957-62-2732				
	電話	0957-62-0007	FAX	0957-73-6033										
休日		8月13日~8月16日 12月31日~1月7日		貸与 (以外)	○									
6	合資会社 野澤商店				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所		島原市片町 552-1		販売	○			備考	販売の場合：本人に福祉用具購入承認証が届くまでは無償で 利用可能 シャワーチェア 浴槽台 浴槽手すり ポータブル トイレ（消毒済）				
	電話	0957-62-2514	FAX	0957-63-1536										
休日		12月29日~1月3日		貸与 (以外)	×									
7	株式会社 ミタカ 島原営業所				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所		島原市秩父が浦町丁 3543-16		販売	○			備考	自費レンタルは対応していない。 軽度者向けに無償で貸し出し可能なベットの準備はある。デ モ機は対応可				
	電話	0957-65-0385	FAX	0957-65-0386										
休日		お盆、年末年始		貸与 (以外)	○									
8	株式会社 ムラセ				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所		島原市大下町丙 1173 番地 1		販売	○			備考	自費レンタルの対応なし				
	電話	0957-63-0573	FAX	0957-63-5625										
休日		第2・4土曜日 8月13日~8月15日 12月29日~1月3日		貸与 (以外)	○									

福祉用具貸与（レンタル）・特定福祉用具販売事業所一覧

※詳細については、各事業所へご確認ください。

	事業所名				営業日					営業時間		担当者名		
					月	火	水	木	金	土	日		祝	
9	エスティ・ケアサービス				月	火	水	木	金	土	日	祝	8:30~17:30	林田 勝
					○	○	○	○	○	△	×	×		
	住所		諫早市下大渡野町 3-1		販売	○			備考	【自費レンタル】（介護保険認定軽度者のみ） 特殊寝台：1,700円～ 車いす：1,000円～ エアマット等：要相談				
	電話	0120-29-5661	FAX	0957-25-1953										
休日				貸与 (ソ外)	○									
10	グット・リンク諫早				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所		諫早市栄田町 14 番 13 号		販売	○			備考	【自費レンタル】（契約は最長1年間 更新は可） 特殊寝台一式：1,500円 車いす：1,000円（自走用 介助用） エアマット：4,000円				
	電話	0957-49-8155	FAX	0957-26-2600										
休日		8月13日~8月15日 12月30日~1月3日		貸与 (ソ外)	○									
11	株式会社 新生ケア				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所		諫早市西栄田町 1250-42		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台：1,800円~2,000円（2モーター 機種により金額は異なる） 車いす：1,300円~（機種により料金異なる） エアマット等 要相談 介護保険外でのリフォーム等も相談可				
	電話	0957-47-5425	FAX	0957-47-5426										
休日		8月13日~8月15日 12月30日~1月3日		貸与 (ソ外)	○									
12	株式会社 ニッショウ諫早営業所				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所		諫早市宗方町 345 番地 7		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：1,500円~（2モーター） 2,000円~（3モーター） 車いす：1,200円~（商品によって料金は異なる） エアマット：3,000円~（商品によって料金が異なる） 吸引器、他の商品もレンタルできるのでご相談ください				
	電話	0957-35-1241	FAX	0957-22-8355										
休日		お盆、年末年始、ゴールデンウィーク		貸与 (ソ外)	○									
13	ホープ				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所		諫早市真崎町 1386-1		販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：1,500円（2モーター）1,800円（3モーター）500円（介助バー） 車いす：1,500円~ エアマット等：4,000円~				
	電話	0957-46-3640	FAX	0957-46-3641										
休日		8月13日~8月15日 12月30日~1月3日		貸与 (ソ外)	○									
14	ベストケア大村				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所		大村市西大村本町 689-4		販売	○			備考	【自費レンタル】（要支援1・2、要介護1の方対象） 特殊寝台一式：1,500円 （汚染等でマットレス交換時は消毒費がかかる） 車いす：500円（自走式 介助式）				
	電話	0957-56-9970	FAX	0957-56-9971										
休日		お盆、年末年始		貸与 (ソ外)	○									
15	太陽シルバーサービス株式会社				月	火	水	木						金
					○	○	○	○	○	△	×	△		
	住所		大村市溝陸町 643-1		販売	○			備考	【自費レンタル】（要支援1~要介護1、申請中の方） 特殊寝台一式（介助バー付き）：1,500円（1,2,3モーター） 車いす：1,500円 エアマット：要相談				
	電話	0957-49-6222	FAX	0957-49-6333										
休日		年末年始		貸与 (ソ外)	○									

福祉用具貸与（レンタル）・特定福祉用具販売事業所一覧

※詳細については、各事業所へご確認ください。

	事業所名				営業日							営業時間	担当者名	
					月	火	水	木	金	土	日			祝
16	株式会社 リハテック				月	火	水	木	金	土	日	祝	9:00~18:00	永田 仁
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所	長崎市松原町 2486-4			販売	○			備考	【自費レンタル】 特殊寝台一式：1,500円~2,000円（機種等で料金は異なる） 6ヶ月以内の解約時は搬入、搬出費 5,500円必要 車いす：1,000円~2,000円（機種等料金は異なる）				
電話	095-865-8700	FAX	095-865-8710											
休日	8月14日~8月15日 12月30日~1月3日			貸与 (ソ外)	○									
17	テイクオフ株式会社 介護福祉事業部けいあい				月	火	水	木	金	土	日	祝	8:30~17:30	佐々木 洋光
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所	長崎市東町 2512 番地 1-2F			販売	○			備考	【自費レンタル】（要支援1・2、要介護1の方対象） 特殊寝台一式：1,200円（負担割合が2割 2,400円 3割 3,600円） 別途引き上げ手数料 5,000円（介護保険へ移行時は不要） 車いす：800円~ エアマット：要相談				
電話	095-865-6560	FAX	095-865-6570											
休日	お盆、年末年始（但し、転送電話にて対応致します）			貸与 (ソ外)	○									
18	株式会社 ENTOWA バイタル福祉用具				月	火	水	木	金	土	日	祝	9:00~18:00	中田 暁
					○	○	○	○	○	×	×	×		
	住所	長崎市滑石 1 丁目 23-4			販売	○			備考	【自費レンタル】（認定を持っている方原則対象） 特殊寝台一式：2,000円 車いす：1,800円~ エアマット：7,000円~				
電話	095-855-0300	FAX	095-855-2700											
休日	8月15日 12月31日~1月3日			貸与 (ソ外)	○									
19	(株) 長崎病協				月	火	水	木	金	土	日	祝	月~金 9:00~18:00 土 9:00~13:00	小野
					○	○	○	○	○	○	×	×		
	住所	長崎市平野町 3 番 20 号			販売	○			備考	【自費レンタル】 （要介護2以上になった場合は介護保険に移行） 特殊寝台一式：1,500円（2モーター） 車いす：800円~ エアマット等：5,000円~				
電話	095-848-7312	FAX	095-848-7314											
休日	8月13日~8月15日 12月30日~1月3日			貸与 (ソ外)	○									

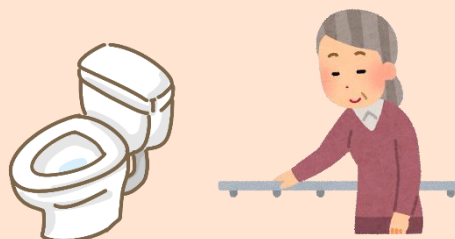
3) 住宅改修費の支給

住宅の段差の解消、廊下や階段に手すりをつけるなどの小規模の改修に対して、その費用が支給されます。ただし、工事前に必ず事前申請を行わなければ介護保険の対象となりません。改修工事をする前に担当のケアマネジャーや南島原市地域包括支援センターに相談してください。

● 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 電話:0957-61-9101

介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



項目	内容
目的	住宅改修は、被保険者が居住する住宅に「軽微な変更」を加えることにより、被保険者が安心して自立した暮らしができるように環境を整えることを目的としたものです。 ※古くなった床を新しくするなど単なる老朽化に伴う改修や明らかにリフォーム目的のものは認められません。
対象者 及び 対象となる住宅	①「要支援1・2」「要介護1・2・3・4・5」と認定された方が対象となります。 ※要支援・要介護認定の申請中に改修した場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。 ※認定結果が非該当になった場合は支給されません。 ②住宅改修費の支給対象となる住宅は、「介護保険被保険者証」に記載されている住所地のみが対象となります。 ※申請の際には、改修を予定している住宅と被保険者証の住所の確認をしてください。
住宅改修の 必要性	被保険者（利用者）の身体状況と住宅の状況等から判断して、住宅改修の必要性が認められる場合に、介護保険給付対象となります。 被保険者の身体状況に合わせ居宅生活を営みやすくするという目的でなければ、住宅改修費の該当工事であっても保険給付として認められません。
利用限度額 (支給限度基準額)	居住する住宅に対し、介護保険受給者1人当たりの利用限度額は20万円までです。20万円を超えた額については自己負担になります。(原則1回限り) ※数回に分けて利用することも可能です。 ※原則として、該当工事に掛かった費用の9割(8割又は7割)が住宅改修費として支給され、1割(2割又は3割)は自己負担となります。